

# 佐井村津波避難計画

平成31年3月

佐井村

## 1 指定緊急避難場所等（指定緊急避難場所、避難路の指定）

地域防災計画地震・津波災害対策編第3章災害予防計画第8節避難対策及び津波ハザードマップに定めるところによる。

## 2 初動体制（職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化）

地域防災計画地震・津波災害対策編第2章防災組織第3節動員計画に定めるところによる。

## 3 避難誘導等に従事する者の安全確保（退避ルールの確立、情報伝達手段の整備）

地域防災計画地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第5節避難に定めるところによる。

## 4 津波情報の収集、伝達

（大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等）

地域防災計画地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第1節津波警報等・地震情報等の収集及び伝達並びに第6節津波災害応急対策に定めるところによる。

## 5 避難指示の発令（避難指示の発令の基準、手順、手段等）

避難指示の発令基準

- ① 大津波警報・津波警報が発表された場合
- ② 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断された場合
- ③ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

避難指示の発令の手順、伝達手段等

地域防災計画地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第5節避難及び第6節津波災害応急対策に定めるところによる。

## 6 津波対策の教育・啓発

（津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等）

地域防災計画地震・津波災害対策編第3章災害予防計画第5節防災教育及び防災思想の普及に定めるところによる。

## 7 避難訓練（避難訓練の実施体制、内容等）

地域防災計画地震・津波災害対策編第3章災害予防計画第7節防災訓練に定めるところによる。

## 8 その他の留意点（観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策）

地域防災計画地震・津波災害対策編第3章災害予防計画第9節津波災害対策及び第15節要配慮者等安全確保対策に定めるところによる。